

公立大学法人横浜市立大学外国人留学生を対象とする
住宅連帯保証人機関保証制度実施要綱

制 定 平成 17 年 4 月 1 日
最近改正 平成 29 年 11 月 15 日

(目的)

第1条 この要綱は、外国人留学生を対象とする住宅連帯保証人機関保証制度を制定することにより、横浜市立大学の学部・大学院で学ぶ外国人留学生が賃貸住宅を借りるときの保証人確保を容易にし、本学における外国人留学生の生活を支援するとともに、あわせて外国人留学生に対する地域の理解促進に資することを目的とする。

(連帯保証人)

第2条 外国人留学生を対象とする住宅連帯保証人期間保証制度の連帯保証人は、横浜市立大学学長とし、連帯保証人の印鑑は横浜市立大学学長の公印を用いる。

(対象者)

第3条 本制度の対象者は、横浜市立大学の学部・大学院に在籍、または入学が確実な者で、留学の在籍資格を持ち、または留学ビザの取得手続き中である外国人学生（以下「留学生」という。）で住宅を賃借する者とする。ただし、留学生は、本学の機関保証を受ける期間中、公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する留学生住宅総合補償に加入しなければならない。

(経費)

第4条 公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する留学生住宅総合補償には、保証人が連帯保証したことによる損害に対する保証人補償基金があり、本機関保証制度は、留学生住宅総合補償制度の保証人補償の限度を超える補償義務は負わない。

(手続き)

第5条 本機関保証制度を利用しようとする留学生は、契約予定の物件が本学の機関保証で契約することができることを予め確認の上、公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する留学生住宅総合補償に加入後、横浜市立大学グローバル推進室（以下、「グローバル推進室」という。）に次の書類を提供しなければならない。

- (1) アパート入居保証書発行願（様式1）
- (2) 留学生住宅総合補償の保険料振込受願書
- (3) 契約予定物件の概要がわかる書類（入居申込書や重要事項説明書のコピー）
- (4) 学生証または入学許可書のコピー

2 提出された書類はグローバル推進室で審査された後、学長が適当であると認めたものについて、アパート入居保証書（様式2）が発行される。留学生は、このアパート入居保証書（様式2）を連帯保証人の代わりとして、賃貸契約を結ぶことができる。ただし、賃貸借契約成立後、留学生は契約書のコピーをグローバル推進室に提出し、家賃支払いを報告するため、毎月 10 日までにグローバル推進室へ家賃の領収書を提出しなければならない。また、留学生は、契約終了や契約に変更があった場合に必ず大学へ届け出る義務を負う。

(事故の処理)

第6条 留学生の住宅賃貸借契約上の事故が生じたとき、留学生は直ちに大学へ報告しなければならない。

なお、賃貸人が、横浜市立大学が連帯保証人となる学生の債務負担を横浜市立大学へ要求する場合、事故・家賃滞納発生報告書（様式3）にて事故発生を報告し、補償金請求書（様式4）を用いて保証金を請求することとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月15日改正）

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

(資料1)

留学生 各位

横浜市立大学
グローバル推進室

留学生の住宅賃貸借契約の連帯保証人について

横浜市立大学では、本学に在籍している留学生を対象に、公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」に加入することを条件にして、大学が留学生の住宅賃貸借契約の連帯保証をする場合があります。どうしても連帯保証人を知人や友人などに頼むことができない場合は、この支援制度を活用してください。

別紙の「アパート入居保証書発行手続きについて(資料2)」をよく読んで、横浜市立大学グローバル推進室へ機関保証の申請をしてください。

公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」に加入した学生は、グローバル推進室で発行する留学生住宅総合補償加入者証を大切に保管してください。事故などがあったときに必要となります。

なお、公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」に加入しない学生には、大学が機関保証をするための「入居保証書(様式2)」は、発行できません。

〈参考〉

	留学生住宅総合補償の特徴	他の保険の特徴
保証期間	横浜市立大学の在籍期間	任意
保証人	保証人を各自で探す（各自で探しやすくなる） 大学に保証人を依頼できる	保証人を各自で探す
備考	大学に依頼する場合には、家主に対する保証に限度があり、家主の了解が必要。また、毎月の家賃支払いに際して報告義務がある。	

アパート入居保証書の発行手続きについて

横浜市立大学に在学する外国人留学生が民間アパート入居にあたり、大学にアパート入居保証書を発行してもらいたいという場合、手続きは以下の通りです。

1 入居物件の選定

入居希望物件は、留学生本人が探してください。

希望物件が見つかったら、家主・不動産業者へ次のことをお願いしてください。

- (1) 公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」の保険で当該物件を借りることができるかをたずねる。(大学が連帯保証人になる場合は、公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」に加入することが条件です。)
- (2) 「家主・不動産業者の方へ(資料3)」を見せ、契約書中の連帯保証人欄に記入・押印する代わりに、大学が発行する「アパート入居保証書(様式2)」をもって代えること、及び保証人の印鑑証明書の免除をお願いする。

2 アパート入居保証書の発行手続きについて

希望入居物件が決まったら、次の書類をグローバル推進室に提出してください。提出された書類を審査し、約1週間後に「アパート入居保証書(様式2)」を発行しますので、取りに来てください。

- (1) 「アパート入居保証書発行願(様式1)」(様式はグローバル推進室にあります。)
- (2) 契約をしようとしている物件の内容がわかる書類(入居申込書のコピーや重要事項説明書のコピー等)
- (3) 留学生住宅総合補償保険料の振込受領書(用紙はグローバル推進室にあります。保険料は指定のコンビニエンスストアで振り込んでください。)
- (4) 学生証のコピー(両面)
- (5) 在留カードのコピー(両面)
- (6) 直近の授業料納付を証明するもの

3 アパート入居保証書発行後の手続き

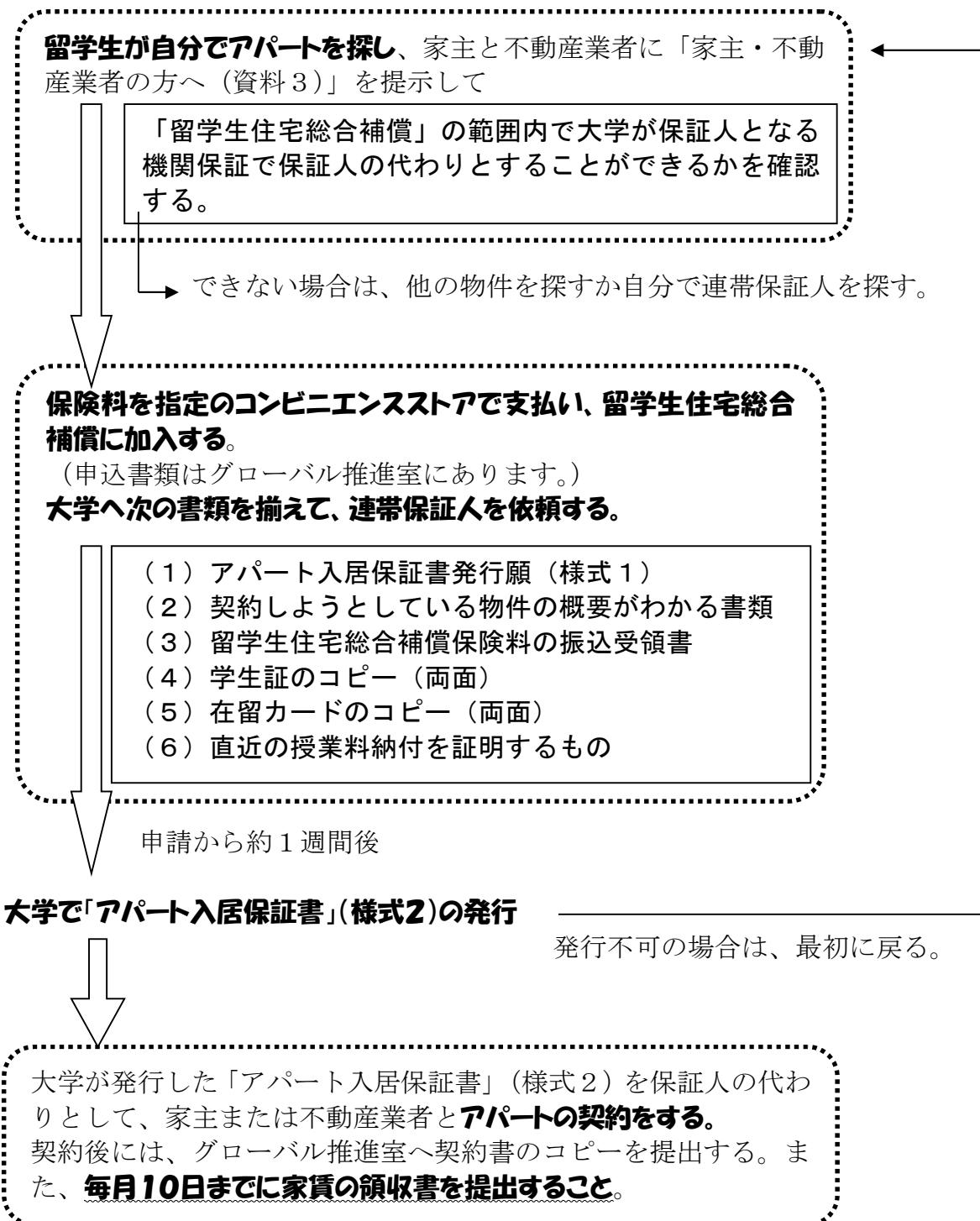
- (1) 「アパート入居保証書(様式2)」をもって、家主・不動産業者等で希望物件の契約をしてください。
- (2) 契約後に、契約書のコピーを必ずグローバル推進室へ提出してください。また、毎月10日までにグローバル推進室に家賃の領収書を提出してください。

4 注意

- (1) 家主・不動産業者が、「アパート入居保証書(様式2)」ではなく、通常どおり契約書の連帯保証人欄に記載が必要であるという場合には、自分で保証人を探してお願いするか、別の物件を探すことになります。
- (2) アパート入居期間中に、卒業、除籍などで、横浜市立大学の学籍がなくなった場合は、その時点で、大学発行の「アパート入居保証書(様式2)」は無効となります。この場合には、速やかに、家主、不動産業者、横浜市立大学グローバル推進室に連絡してください。各自で、新たな保証人を探すことになります。

住宅連帯保証人 機関保証制度の手続きについて

「留学生住宅総合補償」の機関保証制度を利用する学生には、グローバル推進室で関連書類を配付します。



【注意】

契約終了や契約の変更があった場合は、必ずグローバル推進室へ届け出ること。

家主・不動産業者の方へ

横浜市立大学では、本学で学ぶ留学生が民間のアパートを借りる場合に公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」(以下、「留学生住宅総合補償」と省略)を利用する条件に、本学が連帯保証人を引き受けます(これを機関保証と言います。)。これは、大学が機関保証することで、留学生が連帯保証人をさがす負担を軽減することを目的としております。

本学の留学生に対する機関保証制度及び「留学生住宅総合補償」の趣旨をご理解いただき、賃貸借契約書の連帯保証人欄への記名・押印を、本学が発行する「アパート入居保証書(様式2)」をもって代えることをお願い申し上げます。なお、本学による賃貸借契約の連帯保証は、「留学生住宅総合補償」の保証人補償基金の上限までとさせていただきます。

また、学長印は、本学学長の公印をもって代えさせていただくこととなりますので、印鑑証明添付の免除も併せてお願い致します。

横浜市立大学が発行する「アパート入居保証書(様式2)」の概要

- 1 大学は、公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」に加入することを条件として、本学留学生に「アパート入居保証書(様式2)」を発行します。
- 2 本学が発行する「アパート入居保証書(様式2)」の有効期間は、当該留学生が横浜市立大学に在籍している期間とします。

【問い合わせ先】
横浜市立大学
グローバル推進室
電話 045-787-2427、2049

アパート入居保証書 (様式2)

年 月 日

(貸し主名前) 様

氏 名 :

国 籍:

生年月日 : 西暦

年 月 日

所 属 :

学籍番号 :

上記の学生は、本学に在籍する外国人留学生であり、貴方の所有に係る（物件名・住所）を賃借するにあたり、保証人として次の事項について保証します。

記

- 1 横浜市立大学は、賃貸人(以下「甲」という。)と上記の学生(以下「乙」という。)との賃貸借契約期間において、乙が横浜市立大学に在籍し、かつ乙が加入する公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」の補償期間中は、乙と連帯して、賃貸借契約から生じる乙の次に掲げる債務を負担するものとする。但し、その範囲は、敷金を充当した残余とし、公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」の最高額(30万円)の限度を超えないものとする。
 - (1) 滞納家賃とその遅延損害金
 - (2) 行方不明時等の家財等の処分経費
- 2 保証契約期間中、甲乙の合意により、賃貸借契約の内容等に変更が生じた場合、乙は、横浜市立大学に対して通知を行わなければならない。
- 3 乙が、次の各号のいずれかに該当した場合、横浜市立大学は、賃貸借契約を解除することができる。その場合に、乙は本物件の明渡しに関する権限を横浜市立大学に委任するものとする。このとき、乙は横浜市立大学が行った行為に対して、いっさいの不服を申し立てないほか、横浜市立大学及び関係者に対して損害賠償、その他の請求をしない。
 - (1) 乙が賃料の支払いを3か月以上滞納し、甲が催告を行うもその支払をしない場合
 - (2) 乙が甲への届出をせずして所在不明のまま60日以上経過したとき
 - (3) 乙が死亡又は破産その他の事情により賃貸借契約の履行が困難な状況に陥ったとき
- 4 乙は、横浜市立大学に在籍し、かつ、賃貸借契約が存続する限り前項の委任を解約できない。
- 5 乙は、公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」に必ず加入すること。
- 6 横浜市立大学は、乙が加入する公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」の補償期間を超えるとき、また乙が横浜市立大学に在籍しなくなった時、甲との保証契約を解除する。
- 7 乙が休学となった場合、「留学」の在留資格が無効となるため横浜市立大学は甲との保証契約を解除する。

留学生住宅総合補償加入期間（いずれかを選択）： 6か月（延長時のみ）、 1年、 2年
(西暦) 年 月 日～ 年 月 日

横浜市立大学

学長

公印

甲 (署名)

印

乙 (署名)

印

連絡先 横浜市立大学 グローバル推進室
電話 045-787-2027、2049 FAX 045-787-2370

アパート入居保証書発行願

学籍番号		入学年月	
		卒業予定年月	
所属・学年	学部・研究科 年		
(フリガナ) 氏名			
指導教員名	(内線)		
現在の連絡先	住所 〒		
	電話番号		
	研究室内線		
	e-mail		
貸し主(大家)	(連絡先)		
希望物件住所	〒		
借用個室の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 非木造	借用個室の面積	(m ²)
希望物件家賃	月額 円		
今回の賃貸借契約期間	年 月 日～ 年 月 日		
新規契約・継続契約(どちらかに○をしてください。)			

- 添付書類 : 契約予定物件の内容がわかる書類 学生証のコピー(両面)
 在留カードのコピー(両面) または入学許可書のコピー
 直近の授業料納付を証明するもの(入学予定者除く)

上記に相違ありませんので、「アパート入居保証書」の発行を依頼します。契約成立後には、契約書のコピーを提出すること、毎月10日までに家賃の領収書をグローバル推進室に提出することを約束します。なお、変更が生じた場合、直ちにグローバル推進室へ連絡します。

年 月 日
署名()

留学生住宅総合補償保険料等の振込受領書 グローバル推進室受取日: 年 月 日

大学記入欄	加入保険	加入期間 <input type="checkbox"/> 6か月(延長のみ)、 <input type="checkbox"/> 1年、 <input type="checkbox"/> 2年
	加入年月	年 月 日
	保険期間	年 月 日

アパート入居保証書 (様式2)

年 月 日

(貸し主名前) 様

氏 名 :

国 籍:

生年月日 : 西暦

年 月 日

所 属 :

学籍番号 :

上記の学生は、本学に在籍する外国人留学生であり、貴方の所有に係る (物件名・住所) を賃借するにあたり、保証人として次の事項について保証します。

記

- 1 横浜市立大学は、賃貸人(以下「甲」という。)と上記の学生(以下「乙」という。)との賃貸借契約期間において、乙が横浜市立大学に在籍し、かつ乙が加入する公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」の補償期間中は、乙と連帶して、賃貸借契約から生じる乙の次に掲げる債務を負担するものとする。但し、その範囲は、敷金を充当した残余とし、公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」の最高額(30万円)の限度を超えないものとする。
 - (1) 滞納家賃とその遅延損害金
 - (2) 行方不明時等の家財等の処分経費
- 2 保証契約期間中、甲乙の合意により、賃貸借契約の内容等に変更が生じた場合、乙は、横浜市立大学に対して通知を行わなければならない。
- 3 乙が、次の各号のいずれかに該当した場合、横浜市立大学は、賃貸借契約を解除することができる。その場合に、乙は本物件の明渡しに関する権限を横浜市立大学に委任するものとする。このとき、乙は横浜市立大学が行った行為に対して、いつさいの不服を申し立てないほか、横浜市立大学及び関係者に対して損害賠償、その他の請求をしない。
 - (1) 乙が賃料の支払いを3か月以上滞納し、甲が催告を行うもその支払をしない場合
 - (2) 乙が甲への届出をせずして所在不明のまま60日以上経過したとき
 - (3) 乙が死亡又は破産その他の事情により賃貸借契約の履行が困難な状況に陥ったとき
- 4 乙は、横浜市立大学に在籍し、かつ、賃貸借契約が存続する限り前項の委任を解約できない。
- 5 乙は、公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」に必ず加入すること。
- 6 横浜市立大学は、乙が加入する公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」の補償期間を超えるとき、また乙が横浜市立大学に在籍しなくなった時、甲との保証契約を解除する。
- 7 乙が休学となった場合、「留学」の在留資格が無効となるため横浜市立大学は甲との保証契約を解除する。

留学生住宅総合補償加入期間 (いずれかを選択) : 6か月 (延長時のみ) 、 1年、 2年
(西暦) 年 月 日 ~ 年 月 日

横浜市立大学

学長

公印

甲 (署名)

印

乙 (署名)

印

連絡先 横浜市立大学 グローバル推進室
電話 045-787-2027、2049 FAX 045-787-2370

アパート入居保証書 (様式2)

年 月 日

積和不動産株式会社 様

氏 名 :

国 籍:

生年月日: 西暦

年 月 日

所 属:

学籍番号:

上記の学生は、本学に在籍する外国人留学生であり、貴方の所有に係る「大岡インターナショナルレジデンス」(住所: 横浜市南区大岡2-31-2)を賃借するにあたり、保証人として次の事項について保証します。

記

- 1 横浜市立大学は、賃貸人(以下「甲」という。)と上記の学生(以下「乙」という。)との賃貸借契約期間において、乙が横浜市立大学に在籍し、かつ乙が加入する公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」の補償期間中は、乙と連帯して、賃貸借契約から生じる乙の次に掲げる債務を負担するものとする。但し、その範囲は、敷金を充当した残余とし、公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」の最高額(30万円)の限度を超えないものとする。
 - (1) 滞納家賃とその遅延損害金
 - (2) 行方不明時等の家財等の処分経費
- 2 保証契約期間中、甲乙の合意により、賃貸借契約の内容等に変更が生じた場合、乙は、横浜市立大学に対して通知を行わなければならない。
- 3 乙が、次の各号のいずれかに該当した場合、横浜市立大学は、賃貸借契約を解除することができる。その場合に、乙は本物件の明渡しに関する権限を横浜市立大学に委任するものとする。このとき、乙は横浜市立大学が行った行為に対して、いっさいの不服を申し立てないほか、横浜市立大学及び関係者に対して損害賠償、その他の請求をしない。
 - (1) 乙が賃料の支払いを3か月以上滞納し、甲が催告を行うもその支払をしない場合
 - (2) 乙が甲への届出をせずして所在不明のまま60日以上経過したとき
 - (3) 乙が死亡又は破産その他の事情により賃貸借契約の履行が困難な状況に陥ったとき
- 4 乙は、横浜市立大学に在籍し、かつ、賃貸借契約が存続する限り前項の委任を解約できない。
- 5 乙は、公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」に必ず加入すること。
- 6 横浜市立大学は、乙が加入する公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する「留学生住宅総合補償」の補償期間を超えるとき、また乙が横浜市立大学に在籍しなくなった時、甲との保証契約を解除する。
- 7 乙が休学となった場合、「留学」の在留資格が無効となるため横浜市立大学は甲との保証契約を解除する。

留学生住宅総合補償加入期間(いずれかを選択): 6か月(延長時のみ)、 1年、 2年
(西暦) 年 月 日 ~ 年 月 日

横浜市立大学

学長

公印

甲 (署名)

印

乙 (署名)

印

連絡先 横浜市立大学 グローバル推進室
電話 045-787-2027、2049 FAX 045-787-2370

(様式3)

年 月 日

事故・家賃滞納発生報告書

横浜市立大学長

担当 グローバル推進室 行

FAX番号 045-787-2370 電話番号 045-787-2027、2049

家主・不動産業者 氏名							
住所	〒						
電話番号							
留学生(被保険者) 氏名							
住所	〒						
電話							
賃貸借契約期間	年	月	日	～	年	月	日
事故・家賃滞納発生日時	年	月	日	午前・午後	時	分	
事故・家賃滞納発生場所							
事故・家賃滞納状況							

横浜市立大学使用欄

留学生学部・研究科							
学年・学籍番号							
加入保険	住宅総合補償Aコース・住宅総合補償Bコース						
加入日	年	月	日				
留学生住宅総合補償期間	年	月	日	～	年	月	日
過去の事故・家賃滞納等の記録	年	月	日				

(様式4)
年 月 日

外国人留学生連帯保証人
横浜市立大学長

補償金請求書

家主・不動産業者氏名 _____ 印
〒 _____

住所 _____

電話 _____

貴学在学生である外国人留学生との賃貸借契約（契約書のコピーを添付します）につきまして、以下の事由により、補償金 ¥ _____ を請求します。

留学生(被保険者)	氏名 住所	〒 (電話: _____)
賃貸借契約期間		年 月 日～ 年 月 日
補償金請求該当事由発生日時		年 月 日 午前・午後 時 分
補償金請求該当事由発生場所		
補償金請求該当事由発生の状況		

* 補償金請求該当事由とは、家賃（賃貸料）及び共益費の滞納、賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用が発生した場合とする。また、関連書類（家賃の領収書・修理等の費用請求書）を必ず添付することとする。

なお、補償金は、次の口座に振込願います（銀行口座通帳のコピーを添付します）。

横浜市立大学使用欄

銀行・支店	銀行・信用金庫	支店・派出所
預金種別・口座番号	(普通・当座) 預金・口座番号 (_____)	
名義人 (フリガナ)		(_____)

(様式 5)

年 月 日

(貸し主名) 様

横浜市立大学学長

外国人留学生住宅連帯保証補償金の返還について

標記につきまして、 年 月 日付の請求書により 年 月 日
にお支払いたしました補償金 金_____円は、別添コピー
一のように公益財団法人日本国際教育支援協会により支払われた保証人補償金
を上回りました。

つきましては、大変お手数をおかけ致しますが、別紙様式にて
差額 金_____円を返還されるよう、お願い申し上げます。

担当：グローバル推進室
電話：045-787-2027、2049
FAX：045-787-2370